

**環境影響評価法第 53 条第2項に基づき環境大臣が指定する
同条第1項各号に掲げる作成根拠が条例等である書類(告示)概要**

1. 告示の趣旨

- 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第53条第1項では、法第2条第2項又は第3項の規定に基づく政令であって、その政令の制定又は改正により新たに対象事業となる事業（以下「新規対象事業」という。）があるもの（以下「新規対象事業政令」という。）の施行の際、当該新規対象事業について、事業者が当該新規対象事業政令の施行日前に条例手続を進めていた段階から法の手続に移行できるよう、経過措置を設けています。
- 今般、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）の施行に伴い、令和2年4月1日から、太陽電池発電事業が新たに対象事業となるに当たって、法の手続によって作成される書類に相当する書類（以下「相当書類」という。）を指定することとします。

2. 相当書類の内容

法第53号第1項第1号から第11号までの相当書類として指定する書類並びに当該書類の作成根拠となる条例等の名称及び条項については別紙のとおりとします。

なお、相当書類の指定の考え方については参考資料を御参照ください。

3. 今後の予定

告示日：令和2年3月上旬（予定）